

新

旧

(履行報告)

第4条 受注者は、本工事の当初請負代金額が**5,000**万円以上である場合又は設計図書に定めのある場合は、契約書第11条の規定により、履行状況を発注者に報告しなければならない。

2 (略)

(施工計画書の内容)

第6条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編 1-1-1-4第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。また、(3)施工方法については、当初請負代金額が**3,000**万円以上である場合又は監督員が指示する場合に提出しなければならない。

項目	含める内容	備考
(2) 主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書第4条 本仕様書第7条
(4) 施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第3編3-1-1-3
(5) 安全管理	安全訓練に関する計画書 火気の使用に関する計画	共通仕様書第1編1-1-1-25 共通仕様書第1編1-1-1-26
(7) 交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第1編1-1-1-31 共通仕様書第1編1-1-1-32
(9) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-1-17及び本仕様書第11条第1項
(10) その他	官公庁等への手続き(予定または写し) 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編1-1-1-35 共通仕様書第3編3-1-1-9 総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条

(履行報告)

第4条 受注者は、本工事の当初請負代金額が**3,500**万円以上である場合又は設計図書に定めのある場合は、契約書第11条の規定により、履行状況を発注者に報告しなければならない。

2 (略)

(施工計画書の内容)

第6条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編 1-1-1-4第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。

項目	含める内容	備考
(1) 工事概要	工事実績データ登録機開発行の登録内容確認書	共通仕様書第1編1-1-1-5
(4) 指定機械	使用する排出ガス対策型建設機械	共通仕様書第1編1-1-1-29
(6) 主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書第4条 本仕様書第7条
(8) 施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第3編3-1-1-5
(9) 安全管理	安全訓練に関する計画書 火気の使用に関する計画 木製工事用バリケードの設置に関する計画	共通仕様書第1編1-1-1-25 共通仕様書第1編1-1-1-26 共通仕様書第1編1-1-1-45
(11) 交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第1編1-1-1-31 共通仕様書第1編1-1-1-32
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-1-17及び本仕様書第11条第1項
(15) その他	官公庁等への手続き(予定または写し) 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編1-1-1-35 共通仕様書第3編3-1-1-14 総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条

新	旧
<p>(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>第11条 受注者は、本工事の請負代金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の場合は、工事完成時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存しなければならない。</p> <p>4～7 (削除)</p>	<p>(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>第11条 受注者は、本工事の請負代金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。<u>また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>2 受注者は、前項の場合は、工事完成時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存しなければならない。</p> <p>4 受注者は、<u>土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u></p> <p>5 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、<u>工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>6 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、<u>再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第5項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</u></p> <p>7 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、<u>法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u></p>

新

旧

(公的試験機関)

第20条 公的試験機関とは、次の各号に示す要件のいずれかを満たす試験機関をいう。

- (1) 国又は都道府県が所管している試験機関
- (2) 環境計量証明事業所(ただし、製造者又はその関連会社を除く。)
- 2 受注者は、重金属等の溶出試験を前項第2号に規定する環境計量証明事業所で行う場合は、販売会社等と試験機関が関連会社でないことを誓約書(様式1)に記入し、監督員に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、下表の鉄鋼スラグメーカーが製造した鉄鋼スラグの重金属の溶出試験を下表の試験機関で行う場合は、誓約書の提出を省略することができる。

(公的試験機関)

第20条 公的試験機関とは、次の各号に示す要件のいずれかを満たす試験機関をいう。

- (1) 国又は都道府県が所管している試験機関
- (2) 環境計量証明事業所(ただし、製造者又はその関連会社を除く。)
- 2 受注者は、重金属等の溶出試験を前項第2号に規定する環境計量証明事業所で行う場合は、販売会社等と試験機関が関連会社でないことを誓約書(様式1)に記入し、監督員に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、下表の鉄鋼スラグメーカーが製造した鉄鋼スラグの重金属の溶出試験を下表の試験機関で行う場合は、誓約書の提出を省略することができる。

鉄鋼スラグメーカー	所在地	試験機関	試験機関所在地
JFEスチール(株)西日本製鉄所	広島県福山市鋼管町1番地	公益財団法人岡山県環境保全事業団	岡山市南区内尾665-1
		一般財団法人広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号
		(株)片山化学工業研究所	大阪府大阪市東淀川区東淡路1-6-7
(株)神戸製鋼所加古川製鉄所	兵庫県加古川市金沢町1	公益財団法人ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番18
(株)神戸製鋼所神戸製鉄所	兵庫県神戸市灘区浜東町2	公益財団法人ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番18
日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区	広島県呉市昭和町11-1	ラボテック(株)	広島市佐伯区五日市中央6丁目9-25
		(株)アサヒテクノリサーチ	広島市西区草津新町1丁目21番35号
日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区	大分県大分市西ノ洲1番地	一般財団法人広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号
		(株)住化分析センター	大分市大字鶴崎2200番地
		(株)三計テクノス	熊本市東区御領5丁目10-20

鉄鋼スラグメーカー	所在地	試験機関	試験機関所在地
JFEスチール(株)西日本製鉄所	広島県福山市鋼管町1番地	公益財団法人岡山県環境保全事業団	岡山市内尾665-1
		一般財団法人広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号
		(株)片山化学工業研究所	大阪府大阪市東淀川区東淡路1-6-7
(株)神戸製鋼所加古川製鉄所	兵庫県加古川市金沢町1	公益財団法人ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番31
(株)神戸製鋼所神戸製鉄所	兵庫県神戸市灘区浜東町2	公益財団法人ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番31
日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区	広島県呉市昭和町11-1	ラボテック(株)	広島市佐伯区五日市中央6丁目9-25
		(株)アサヒテクノリサーチ	広島市西区草津新町1丁目21番35号
日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区	大分県大分市西ノ洲1番地	一般財団法人広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号
		(株)住化分析センター	大分市大字鶴崎2200番地
		(株)三計テクノス	熊本市東区御領5丁目6-53